

表5 - 16 経路別件数／市区町村

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	56 100.0	26 46.4	10 17.9	9 16.1	5 8.9	6 10.7	0.9	45 100.0

表5 - 17 経路別件数／家庭裁判所

	件数	0件	1件	2件	3件以上	無回答	平均	実数合計
合計	56 100.0	44 78.6	4 7.1	1 1.8	1 1.8	6 10.7	0.2	12 100.0

#### 第7節 養親希望者からの相談に関する民間養子縁組あっせん事業者との情報共有

養親希望者からの相談の過程で民間あっせん事業者と児童相談所が情報共有をしたかどうかを聞いた。情報共有を行ったとする児童相談所は5か所しかなかった。ただ、無回答が36.5%と多かった。

表5 - 18 相談過程での民間養子縁組事業者と情報共有

	件数	情報共有を行った	情報共有しなかった	無回答
合計	197 100.0	5 2.5	120 60.9	72 36.5

#### 第8節 民間あっせん事業者に対して協力を要請した事例

児童相談所から民間養子縁組あっせん事業者に対して協力を要請した事例があったかどうかを聞いた。6児童相談所であったと回答された。

表5 - 22 期間内で民間斡旋事業者に協力を要請した事例

	件数	事例がある	事例はない	無回答
合計	197	6	160	31
	100.0	3.0	81.2	15.7

### 第9節 民間事業者に対して要請した内容と結果

前項の民間養子縁組あっせん事業者に対する児童相談所からの協力要請について、その内容と得られた結果を自由記述で聞いた。以下のような回答が得られた。

- ・実親が民間あっせん事業者のあっせンを希望したため、担当者と連絡をとりあった。結果的にはあっせんを受けられそうな方向性が出てきた。
- ・住民票を残したまま、民間業者がたのんだ者の所に同居させていた。同居人届けを出させた。
- ・実母と実母の法定代理人である母親に対し、特別養子縁組の同意書の徴収を依頼。
- ・児相に当初養子縁組の相談のあったケースが、民間のあっせん業者に子供をあずけたとの情報があった。子供の安全確認のため問い合わせをした。
- ・新生児委託以外は、家庭養護促進協会を連携して、広く養親を募り、児童にとって適当な養親候補者を推薦してもらっている。当センターとしても候補者とのマッチングが適当と判断した場合マッチングに至っている。
- ・養子縁組申立て等の動向についての情報提供を依頼。

### 第10節 児童相談所と民間養子縁組あっせん事業者との連携のあり方

#### ①民間事業者から児童相談所への情報提供

児童相談所と民間養子縁組あっせん事業者とが、どういう方法で連携すればよいと思うかを自由記述で聞いた。

まず、最も多かった回答は、民間事業者から児童相談所に子どもや実親の情報を提供してもらいたいという趣旨の意見であった。同様の意見が8児童相談所からあった。例えば、

- ・民間養子縁組あっせん事業者から、養親の居住する地域を管轄する児相に対して連絡をもらう仕組みが必要ではないか。養親から「同居届」が提出され、児相でフォローを行おうにも、子どもの事情（養親にあっせんされたいきさつ等）や実親の情報（妊娠時の状況、既往歴、アトピーの有無等）が不明で対応に苦慮している。養親も事業者から十分な情報提供を受けていない様子が伺われる。事業者の事務所と養親の所在地が離れており、事業者から十分な支援が受けられない場合は、特に必要ではないか。

といった意見があった。また、

- ・本県の里親が他府県のあっせん事業者から養子を受けているケースが近年増えているにもかかわらず、当該事業者から児相への連絡、相談、照会は一切なく、里親を養育者に選定した理由や経過が全くわからないケースも少なくない。あっせんについての関係機関との連携についてのルールについては一定必要と感じている。

といった意見もあった。なお、

・養親候補者が里親である場合、マッチングの前に児相にも情報提供があるとありがたいと感じる。(管内で委託を検討している児童がいた場合、こちらを優先させてもらいたいため)  
という内容の意見が3児童相談所からあった。

## ②児童相談所と民間事業者との情報共有

次に多かったのは、児童相談所と民間あっせん事業者とがその役割を相互に知ることが必要、といった意見で、5児童相談所からあった。

・子の福祉に即した対応ができるように、情報共有（お互いの組織が何をできるかとか限界とか）ができることがまずは一歩かという意見に代表される。

さらには、個人情報の扱いについて慎重に対応する必要性に関して、4児童相談所から意見があった。

- ・個人情報の観点から連携は難しいと考えている。
- ・個人情報の取り扱いなど、慎重にルールを決めて検討しなくてはならないと思われる。

などといった意見があった。

一方で、両者の情報共有については

・児童相談所と民間養子縁組あっせん事業者が互いに必要な情報の提供が円滑に行えることが必要であるといった意見もあった。

## ③連携そのものへの考え方

民間事業者との連携は考えられないという意見が4児童相談所からあった。

一方で、民間あっせん事業者に対して、児童相談所の養子縁組里親の方が利用されなくなるのではないかと心配する意見が2児童相談所からあった。

- ・実親側も養親希望者側も民間あっせん事業の方が“メリット”が大きく、このままでは養子縁組里親制度は有名無実化するのでは、と危惧しています。

という意見がそれである。

## ④民間事業者の活動に対する意見

民間事業者の活動に対する意見や要望としては以下の様な記述があった。

- ・連携のためには、民間事業者が、社会的養護を要する児童を里親委託するのと同等の基準で活動することが、徹底される必要がある。
- ・民間養子縁組あっせん事業者による、縁組のあっせんがあった場合、必ず児童福祉法30条の届出を行うよう指導して頂きたい。
- ・民間あっせん事業者から具体的な事前相談があると、児童相談所としての連携がとりやすい。

また、民間事業者が留意してほしいこととして以下の様な意見があった。

- ・民間事業者は実親との連絡のみに終始し、関係する機関には何の連絡もなく対応に困惑している。児相は対応に困惑している関係機関（B a b yをお産した医療機関や転居届を受付ける市役所など）の相談にのっている現状である。例えば、医療機関においては誰がB a b yを迎えに来るのか、母乳の対応はどうしたらいいのか、民間事業者のパンフレット等がなく存在が不透明、民間事業者から医療機関への連絡が一切ない

などの訴えがあった。

- ・そもそも児童の養親としてふさわしいかの判断が必要であるが、あっせん事業者の判断は見えにくい。養親の調査について、民間事業者が行うことは個人情報保護が基本となっている社会において適切な調査は不可能である。

- ・あっせん団体によるあっせんで、高齢になって児童を迎える家庭があるが、体力的に養育の難しさを感じる。児童のための特別養子縁組になっていない可能性がある。

- ・民間養子縁組のあっせん事業者と委託契約を結ぶベビーシッターが児童を預かるケースがあるが、シッター一宅を転々としているケースもある。新生児が居所を転々とする実態があり、生育環境として適切ではない。医療が必要になった際の速やかな対応に支障を及ぼすおそれもある。児童の住基と実態が異なるケースもあり、居所把握が出来ない恐れもある。児童福祉法30条との兼ね合いも含めて、統一されたルール作りが必要である。

- ・これまで事業者からの情報提供を受けたことがない。せめて実親の情報・事業者のフォロー体制、なぜこの養親なのか等の情報共有は必要。26年度に入ってから、事業者より「委託したので後はよろしく」というような連絡が入ったが、養親からは何の連絡もなく、里親認定に至らなかった方でもあったのでとても不安なケースもある。委託後縁組成立前に不調・虐待があった場合、事業者はどう対応するのか何の情報もない（養親もわかっていない）最終的に児相が責任をとれということでしょうか。

こういった意見があることに十分留意して、今後のあり方を検討すべきと考える。

#### ⑤連携のあり方に関する提案

- ・委託後の児や里親への支援について、ニーズを共有し、必要な方策を話し合っていく。

- ・「あっせん」でなく「支援」団体であれば、児相との連携は可能性があると思う。あっせん事業者には、成立する前の里親希望者に、社会的養護の理解や養育力をつけるための支援を行ったり、成立後の養親子の支援の場を提供してもらうなど、身近な里子育てサービスを行って欲しい。児童と里親のマッチングは公が行うことが適切。

- ・可能であれば民間事業者が持っている養親希望者の情報を共有できるしくみがあればよいと考えるが、県内にそうした事業者がなければ現実的に難しいと思われる。他にも児童相談所で手が回らない研修の開催や縁組成立後の相談支援等に連携が得られればと考えるが…。

- ・民間養子縁組あっせん事業で助かっている里親さんも多いと思います。金銭も入ってくるので公的機関としての児童相談所との連携はそれほど活発には出来ないと思います。民間からの委託を受けた里親さんからの一般的な養育相談を受けることは可能です。

- ・NPOの中には、児童相談所の研修を受けて、里親認定を受けることをあっせんの条件にしているところもあるが、養親の養育力向上のためには必要かもしれない。

- ・真実告知、子どもの権利などについて、養子縁組者が理解と覚悟を持つことができること。また、そのフォローができる相談をあっせん事業者と提携し位置づけ養子縁組者に情報提供をする。

#### ⑥民間あっせん事業者の位置づけについて

民間あっせん事業者への補助を求める以下の様な意見もあった。

- ・個別ケースで、民間業者にあっせんを決意するまでの間所管のベビーホームに措置していたことがあった。

そのからみで、養親がみつかるまでの間ベビーホームに措置できないか依頼があったが、管内の養保護児童

がなかなか乳児院に入れないほどであり、お断りしたことがあった。民間が契約している乳児院の経費がかさみ、養親の払う費用も増えるということだった。国がなんとか補助できないものかと思った。

## 第11節 国際養子縁組が適当と判断する場合の方法と基準

国際養子縁組が適当と判断する場合にどのような方法を採用しているか、また適当と判断する基準について自由記述で聞いた。

そのうち、事例の経験がないためわからない、該当事例がないため基準はない等の回答が52児童相談所からあった。

ただ、該当事例はないが、今後判断の基準等検討する必要があると思う、ケースが出ればISSJへ相談を試みる、という意見が2児童相談所ずつあり、該当事例はないが、原則は日本国内での養子縁組を十分に検討すべきであるとする意見、ケースバイケースで検討するという意見が1児童相談所ずつあった。

積極的に活用する意見としては以下の様な記載があった。

- ・ISSJに直接、担当者が相談している。子どもがハーフだったり、外国人どうしの両親で養育困難な場合日本人の里親よりも国際養子縁組が適当と判断する。
- ・適当と判断する場合には、直接または施設を通じて民間あっせん事業者へ養親候補者の調査、選定を依頼している。判断する基準は、実親が養子に同意している児童で、国内での里親委託（縁組を前提とした）を検討したが候補者の見つからない児童等である。
- ・国内と同様の考えでやれる所までやってみるべきかと思います。

国際養子縁組に否定的な意見としては以下の様な記載があった。

- ・国際養子縁組には慎重になるべき。公的機関として踏み出すにはかなりの議論が必要。
- ・県内の養子縁組希望里親が多数子どもとの出会いを待っている状態のため国際養子縁組を検討するケースはありません。
- ・希望があっても対応できる体制がありません。

里親委託と同様にしているという意見として以下の様な記載があった。

- ・実親の強い希望で乳児院から民間団体を通じて実施したことはある。児童相談所としては母立ち会いのもと養親へ引き渡したところで措置解除
- ・養子縁組が必要な児童を、里親登録をうけた外国人に、養子縁組を前提として委託した例はある。
- ・双方もしくは一方が外国籍の里親に特別養子縁組前提の里親委託を決定する場合において、通常の方法をとっており、特別な基準は設けていない

その他の提案・意見として、以下の様な意見があった。

- ・児童のルーツや実親の居住国等、ケースの事情によっては国際養子縁組を活用する。日本国籍の両親、いわゆる「日本人」の実親を持つ児童は、基本的に自国内の縁組とするルールを設けたほうが良い。民間あっせん事業者の中には、国際養子縁組の割合が多い現状があるが、国内で里親候補が見つからない場合には、行政に相談し、各地で児相で里親を探すなど、国内での成立をまず目指すべきである。人口が流出している。

・人種（肌の色）により交流が進まないことが続いた実態もあり、児童の背景を考え、国際養子縁組については都道府県単位を超えたマッチングを検討するなど、児童のための国際養子縁組のルール作りが必要。

・レアなケースと思われ、ほとんど事例がないが今後もし国際養子縁組が適当と判断する事例があればISSJへの相談を考えると。ただし、国内で養親が見つけれないから、というだけで安易に国際養子縁組を考えるべきではないと考える。

## 第Ⅱ部 養子縁組された子どもの個人票に関する調査

### 第1章 実態調査：個人票の調査結果（問1～5）

#### 第1節 調査結果の要約

個人票は、平成25年4月1日から平成26年3月31日の1年間に、養子縁組を前提とした里親委託を経て、普通養子縁組あるいは特別養子縁組が成立した子どもに関する質問紙であり、対象となった子どもの実父母の年齢や関係、子どもの健康状態ほか、養子縁組の相談の開始時期から養子縁組成立までの各時点における子どもの年齢などについて質問している。

個人票の回収数は269件であった。

出産時の実父母の年齢については、実母は20代前半、実父は30代前半であることが多く、父母の関係は婚姻関係にないケースが多かった。また、対象の子どもについては、健康状態に問題のないケースが多い。

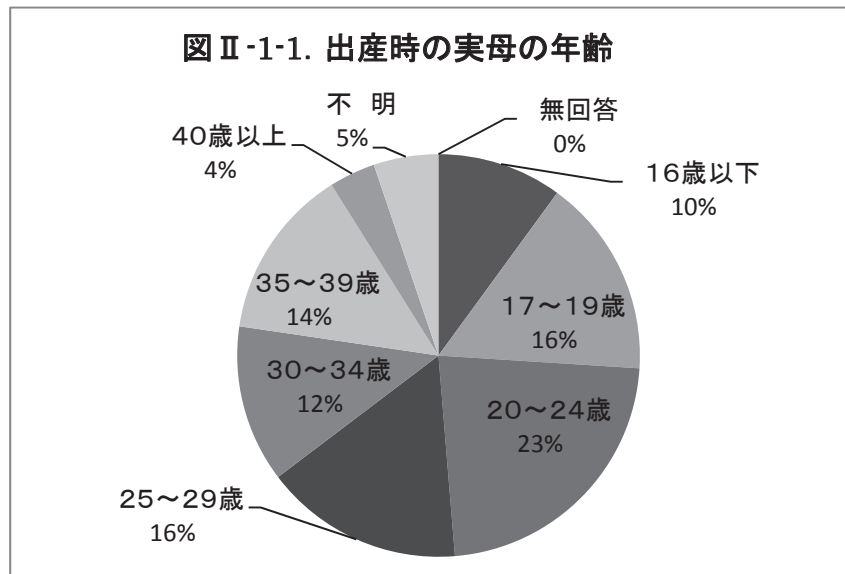
養子縁組の相談の開始時期から養子縁組成立までの各時点については、①相談開始時期、②一時保護時、③施設措置時、④里親委託時、⑤家庭裁判所への養子縁組申立時、⑥普通または特別養子縁組成立時、の6つに分類し、調査を行った。

その結果、①～④の時点については1-2歳未満頃の比較的低年齢あるケースが多いが、申立や成立については、4歳未満で行われているケースも多く、7歳以上というケースもみられた。

#### 第2節 調査結果

##### 問1

◎出産時の実母の年齢及び婚姻状況について



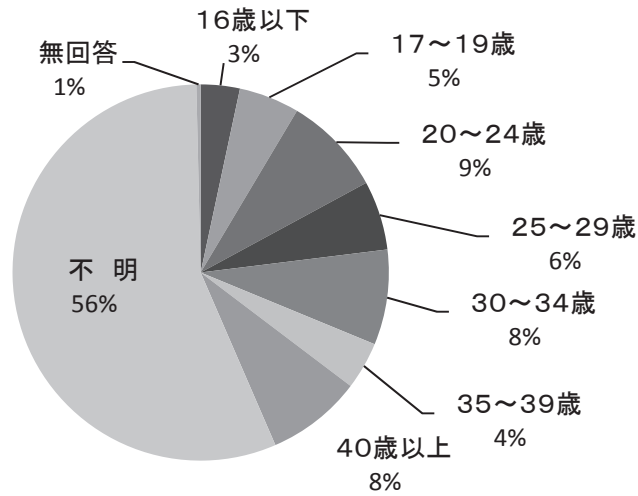
出産時の実母の年齢については、「20-24歳」が61件（22.7%）で最も多く、次いで「17-19歳」「25-29歳」が43件（16.0%）であった。以下、「35-39歳」が37件（13.8%）、「30-34歳」が34件（12.6%）、「16歳以下」が27件（10.0%）、40歳以上が10件（3.7%）の順となった（図表Ⅱ-1-1参照）。平均年齢は25.5歳である。また、「未婚」での出産が164件（61.0%）と最も多い（問

1-②）。

表Ⅱ-1-1 問1-②. 出産時の実母の婚姻等の状況	件数	未婚	既婚	内縁関係	離婚後単身	不明	無回答
合計	269	164	33	25	28	15	4
%	100.0	61.0	12.3	9.3	10.4	5.6	1.5

◎出産時の実父の年齢及び婚姻状況について

図：Ⅱ-1-2. 出産時の特定できる実父の年齢



出産時の実父の年齢は「不明」が151件（56.1%）であり、半数を超えている。

実父の年齢については、「不明」に次いで「20-24歳」が23件（8.6%）、「40歳以上」および「30-34歳」が22件（8.2%）、「25-29歳」が16件（5.9%）、「17-19歳」が14件（5.2%）、「35-39歳」が11件（4.1%）、「16歳以下」が9件（3.3%）の順となった。（図表Ⅱ-1-2参照）。平均年齢は29.1歳である。

また、婚姻状況も「不明」という回答が120件（44.6%）と最も多かった（問1-④）。

表Ⅱ-1-2 問1-④. 出産時の特定できる実父の婚姻等の状況	件数	未婚	既婚	内縁関係	離婚後単身	不明	無回答
合計	269	73	42	19	14	120	1
%	100.0	27.1	15.6	7.1	5.2	44.6	0.4

◎実父母の関係について

実父母の関係については「婚姻関係にない」ケースが69.1%であり（問1-⑤）、子どもは「認知されない婚外子」であることが多い（問1-⑥）

未婚での出産が多いということから、女性に負担のかかるケースが多いという状況が窺える。

表Ⅱ-1-3 問1-⑤. 出産時の子どもの実父母の関係	件数	婚姻関係 ではない	婚姻中	内縁関係	離婚	不明	無回答
合計	269	186	24	21	9	28	1
%	100.0	69.1	8.9	7.8	3.3	10.4	0.4

表Ⅱ-1-4 問1-⑥. 出産時の子どもと実父母または実父の関係	件数	婚内子	認知された 婚外子	認知されない 婚外子	不明	無回答
合計	269	25	18	184	33	9
%	100.0	9.3	6.7	68.4	12.3	3.3



◎子どもの健康状態

子どもの健康状態については、「問題なし」が212件(78.8%)であるが(問1-⑦)、「問題あり」という回答の中には、低体重・多趾症などが挙げられていた。このほか、きょうだい間の子どもであるため、今後代謝異常や発達障害を発症する可能性があるというケースもみられた(問1-⑧)。

表Ⅱ-1-5 問1-⑦. 子どもの状況	件数	問題なし	問題あり	無回答
合計	269	212	44	13
%	100.0	78.8	16.4	4.8

表Ⅱ-1-6 問1-⑧. 子どもの状況について/ 問題ありの場合	件数	肢体不自由	内臓疾患	ぜんそく等 アレルギー	視覚障害	聴覚障害	知的障害	発達障害	アトピー性 皮膚炎	その他	無回答
合計	44		2	3			4	7	7	25	1
%	100.0	-	4.5	6.8	-	-	9.1	15.9	15.9	56.8	2.3

問2・問3・問4

◎養子縁組成立に至る過程における子どもの年齢について

養子縁組に関する相談開始時の子どもの年齢については、「出産前(117件;43.5%)」「1歳未満(132件;49.1%)」という回答が多かった(問2-①)。また、子どもの一時保護については実施していないケースが多167件(62.1%)と最も多かった(問2-②)。

表Ⅱ-1-7 問2-①. 子供の年齢/ 相談開始時	件数	1歳未満	1～2歳未満	2～3歳未満	3～4歳未満	4～5歳未満	5～6歳未満	6～7歳未満	7歳以上	出産前	無回答
合計	269	132	5	2		1				117	12
%	100.0	49.1	1.9	0.7	-	0.4	-	-	-	43.5	4.5

表Ⅱ-1-8 問2-②. 子供の年齢/ 一時保護時	件数	1歳未満	1～2歳未満	2～3歳未満	3～4歳未満	4～5歳未満	5～6歳未満	6～7歳未満	7歳以上	一時保護して いない	無回答
合計	269	67		2	1	2				167	30
%	100.0	24.9	-	0.7	0.4	0.7	-	-	-	62.1	11.2

施設措置時の子どもの年齢については、「1歳未満」が多かった(195件;72.5%)。一方で、「施設措置していない」という回答もあり(53件;19.7%)、施設措置を経ずに里親委託を行ったか、養子縁組を行ったケースあ

るのではないかと考えられる（問2-③）。

表Ⅱ-1-9 問2-③. 子供の年齢/ 施設借置時	件数	1 歳未 満	1 ～ 2 歳未 満	2 ～ 3 歳未 満	3 ～ 4 歳未 満	4 ～ 5 歳未 満	5 ～ 6 歳未 満	6 ～ 7 歳未 満	7 歳 以上	施設借置して いない	無回答
合計	269	195	6			1				53	14
%	100.0	72.5	2.2	-	-	0.4	-	-	-	19.7	5.2

里親委託時の子どもの年齢については、問2-①、②よりも各年齢段階に件数が分散しているが、「1歳未満（122件；45.4%）」が最も多く、次いで「1-2歳未満（58件；21.6%）」「2-3歳未満（41件；15.2%）」の順となっており、比較的低年齢時に委託されているものの、7歳以上での委託もみられる。

表Ⅱ-1-10 問2-④. 子供の年齢/ 里親委託時	件数	1 歳未 満	1 ～ 2 歳未 満	2 ～ 3 歳未 満	3 ～ 4 歳未 満	4 ～ 5 歳未 満	5 ～ 6 歳未 満	6 ～ 7 歳未 満	7 歳 以上	里親委託 していない	無回答
合計	269	122	58	41	19	11	7	1	3	2	5
%	100.0	45.4	21.6	15.2	7.1	4.1	2.6	0.4	1.1	0.7	1.9

また、委託先の里親の種類は「養子縁組を希望する里親」が198件（73.6%）で最も多い（問3）。

表Ⅱ-1-11 問3. 子供を委託した里親の種類	件数	養育里親	希望里親 養子縁組	親族里親	無回答
合計	269	67	198		4
%	100.0	24.9	73.6	-	1.5

家庭裁判所への養子縁組申立時の年齢についても、件数は各年齢段階に分散しているが、4歳未満で行われていることが多く、「1歳未満（51件；19.0%）」「1-2歳未満（51件；19.0%）」「2-3歳未満（38件；14.1%）」「3-4歳未満（28件；10.4%）」であった。しかし、7歳以上での申し立ても1割程度みられた（問2-⑤）

表Ⅱ-1-12 問2-⑤. 子供の年齢/ 家庭裁判所への養子縁組申立時	件数	1 歳未 満	1 ～ 2 歳未 満	2 ～ 3 歳未 満	3 ～ 4 歳未 満	4 ～ 5 歳未 満	5 ～ 6 歳未 満	6 ～ 7 歳未 満	7 歳 以上	無回答
合計	269	51	51	38	28	20	17	11	30	23
%	100.0	19.0	19.0	14.1	10.4	7.4	6.3	4.1	11.2	8.6

養子縁組成立時の年齢については、「1-2歳未満（24.5%）」が最も多く、次いで「2-3歳未満（14.1%）」「7歳以上（12.6%）」であった（問2-⑥）。比較的 low年齢時に養子縁組が成立しているといえる。また、成立した養子

縁組の種類は、ほとんどが特別養子縁組であった（問4）

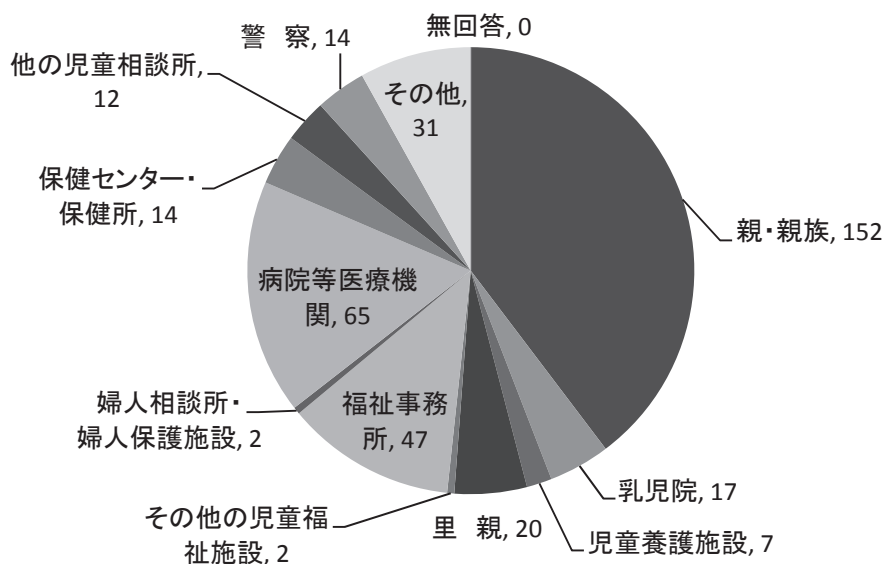
表Ⅱ-1-13 問2-⑥. 子供の年齢/ 普通または特別養子縁組成立時	件数	1歳未満	1～2歳未満	2～3歳未満	3～4歳未満	4～5歳未満	5～6歳未満	6～7歳未満	7歳以上	無回答
合計	269	28	66	43	25	29	21	16	34	7
%	100.0	10.4	24.5	16.0	9.3	10.8	7.8	5.9	12.6	2.6

表Ⅱ-1-14 問4. 成立した縁組の種類	件数	養子縁組 普通	養子縁組 特別	無回答
合計	269	9	259	1
%	100.0	3.3	96.3	0.4

**問5**

児童相談所への相談経路は「親・親族」が152件で最も多く、次いで「病院等医療機関」からの相談が多かった（図表Ⅱ-1-3参照）。また、その他（31件）の経路については、家庭裁判所が多かった。

**図Ⅱ-1-3.児童相談所への相談経路(複数回答)**



## 第2章 実態調査：個人票の調査結果（問6～10）

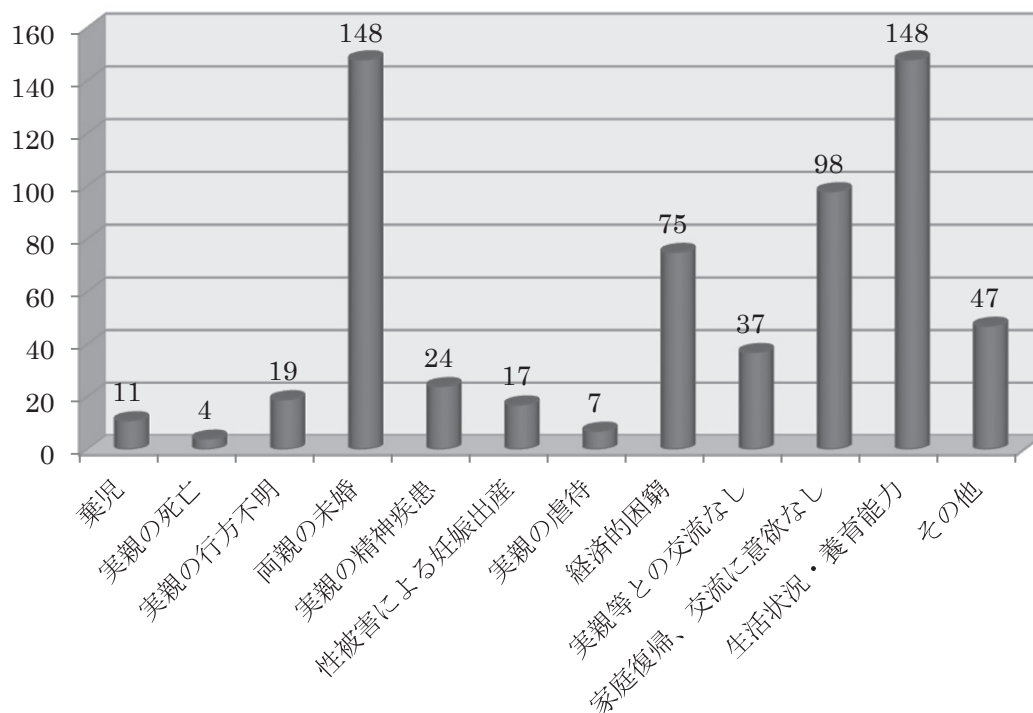
### 第1節 個人票の調査結果の要約

養子縁組を前提とした里親委託が適当と判断される理由、実親から養子縁組の同意をとった時期、再度の意思確認について、また、希望者に対する児童相談所の里親委託中の支援、養子縁組成立後の支援について質問した。

その結果、養子縁組を前提とした里親委託が適当と判断されるのは、「両親の未婚」、「実親の生活状況・養育能力から家庭復帰が困難なため」が多かった。また、実親から養子縁組の同意をとった時期は、「実親から養子縁組に関する相談を受けた時」が最も多かった。養子縁組に関する再度の意思確認を実親に対して行ったかという問いに対しては、およそ1/4は再度の意思確認を行っていないことが分かった。希望者に対し児童相談所が里親委託中に実施した支援項目では、家庭訪問や里親会里親サロン、地域の子育てに関する情報の提供などが多かった。一方、児童相談所が養子縁組成立後に支援を実施した内容では、実施なしが57件あり、そのほかの項目も激減していた。養子縁組が成立し、里親制度から離れた場合、児童相談所からの養子縁組家庭への支援は極端に減少することが分かった。

### 第2節 結果

**問6** 養子縁組を前提とした里親委託が適当と判断した理由（SQ1～5含む）



## 図Ⅱ-2-1 養子縁組を前提とした里親委託が適当と判断した理由

表Ⅱ-2-1 SQ2. 判断した理由／実親の死亡

問6. 養子縁組を前提とした里親委託が適当と判断した理由...実親の死亡

	件数	父	母	両親	無回答
合計	4		4		
%	100.0	-	100.0	-	-

表Ⅱ-2-2 SQ3. 判断した理由／実親の行方不明

問6. 養子縁組を前提とした里親委託が適当と判断した理由...実親の行方不明

	件数	父	母	両親	無回答
合計	19	5	9	4	1
%	100.0	26.3	47.4	21.1	5.3

表Ⅱ-2-3 SQ4. 判断した理由／両親の未婚

問6. 養子縁組を前提とした里親委託が適当と判断した理由...両親の未婚

	件数	未婚で妊娠出産	婚姻外で妊娠出産	無回答
合計	148	99	42	7
%	100.0	66.9	28.4	4.7

表Ⅱ-2-4 SQ5. 判断した理由／実親の精神疾患

問6. 養子縁組を前提とした里親委託が適当と判断した理由...実親の精神疾患

	件数	父	母	両親	無回答
合計	24		23	1	
%	100.0	-	95.8	4.2	-

「両親の未婚」、「実親の生活状況・養育能力から家庭復帰が困難なため」がともに148件（55%；複数回答）で最も多かった（図Ⅱ-2-1）。内訳は「未婚で妊娠出産」が99件で66.9%、「婚姻外で妊娠出産」が42件（28.4%）で、未婚が多い（表Ⅱ-2-3SQ4）。「実親の死亡」は4件のみ（1.5%）で、すべて「母」の死亡だった（表Ⅱ-2-1SQ2）。「実親の行方不明」は、19件（7.1%）で、その内訳は、「父」が5件（26.3%）、「母」が9件（47.4%）、「両親」が4件（21.1%）、「無回答」が1件（5.3%）だった（表Ⅱ-2-2SQ3）。「実親の精神疾患」は24件あり、「母」が23件（95.8%）でほとんどを占め、「両親」が1件（4.2%）だった（表Ⅱ-2-4SQ5）。「その他」としては、「児童本人が希望したため」、「実兄妹間での妊娠、出産」、「親族の協力が得られないため」、「このとりのゆりかごへの

預け入れ」、「実親が特別養子縁組を希望」、「不倫による妊娠、出産」、「祖父母による強い意向」、「養父による性的虐待」などがあつた。

問7 実親から養子縁組の同意をとった時期（問7-1～7-8SQ含む）

表Ⅱ-2-5. 同意者／実親が子どもを預けに来た時

問7. 実親から養子縁組の同意を取った時期…実親が子どもを預けに来た時

	件数	母 親	父 親	双 方	無回答
合計	50	45	4	3	1
%	100.0	90.0	8.0	6.0	2.0

表Ⅱ-2-6. 同意者／一時保護から施設入所か里親委託の前

問7. 実親から養子縁組の同意を取った時期…一時保護から子どもを施設入所か里親委託をする前

	件数	母 親	父 親	双 方	無回答
合計	15	13	1		1
%	100.0	86.7	6.7	-	6.7

表Ⅱ-2-7. 同意者／子どもを施設入所か里親委託した頃

問7. 実親から養子縁組の同意を取った時期…子どもを施設入所か里親委託した頃

	件数	母 親	父 親	双 方	無回答
合計	78	70	2	6	2
%	100.0	89.7	2.6	7.7	2.6

表Ⅱ-2-8. 同意者／里親から養子縁組の希望があつた時

問7. 実親から養子縁組の同意を取った時期…里親委託児の里親から養子縁組の希望の申し出があつた時

	件数	母 親	父 親	双 方	無回答
合計	34	29	4	4	
%	100.0	85.3	11.8	11.8	-

表Ⅱ-2-9. 同意者／入所施設から打診があつた時

問7. 実親から養子縁組の同意を取った時期…子どもが入所している施設から打診があつた時

	件数	母 親	父 親	双 方	無回答
合計	4	3		1	
%	100.0	75.0	-	25.0	-

表Ⅱ-2-10. 同意者／実親から養子縁組の相談を受けた時

問7. 実親から養子縁組の同意を取った時期…実親から養子縁組に関する相談を受けた時

	件数	母 親	父 親	双 方	無回答
合計	84	74	2	9	1
%	100.0	88.1	2.4	10.7	1.2

表Ⅱ-2-11. 同意者／実親からの同意は得ていない

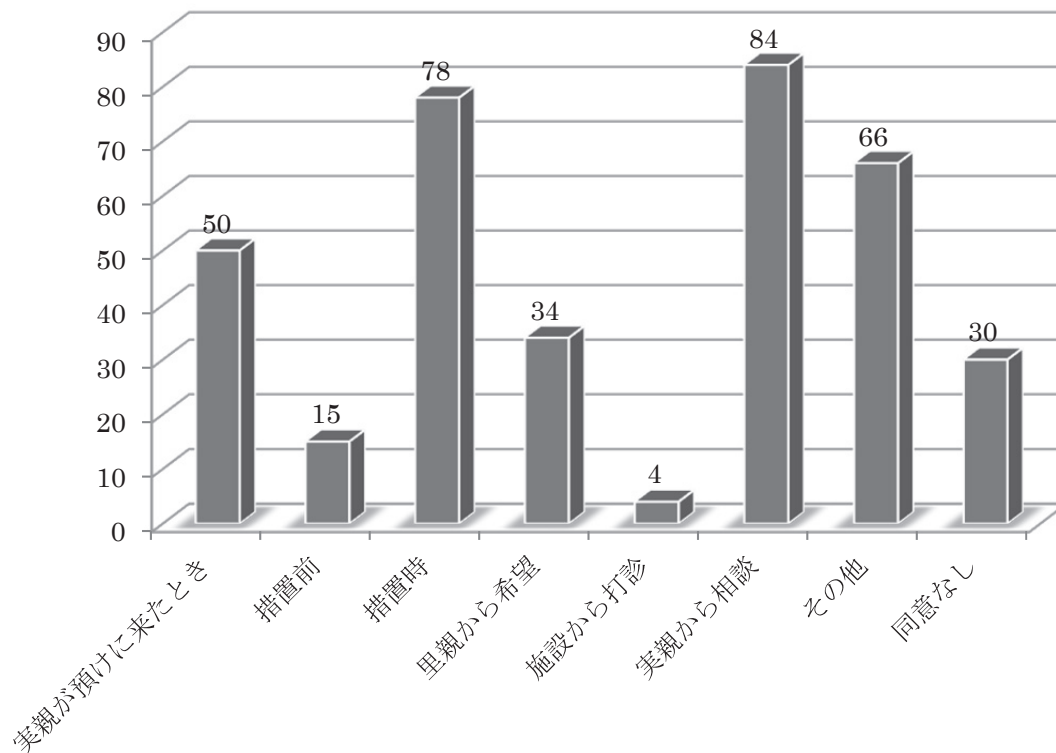
問7. 実親から養子縁組の同意を取った時期…実親からの同意は得ていない

	件数	母 親	父 親	双 方	無回答
合計	30	3	4	9	14
%	100.0	10.0	13.3	30.0	46.7

表Ⅱ-2-12 SQ. 実親からの同意を得ていない理由

問7. 実親から養子縁組の同意を取った時期…実親からの同意は得ていない

	件数	棄児のため	未成年後見人から同意を得ていない	実親が行方不明のため	その他	無回答
合計	30	10	1	9	12	-
%	100.0	33.3	3.3	30.0	40.0	-



図Ⅱ-2-2 実親から養子縁組の同意をとった時期

実親から養子縁組の同意をとった時期は、「実親から養子縁組に関する相談を受けた時」が 84 件、「子どもを施設入所か里親委託した頃」、すなわち、子どもが施設又は里親に措置されたときが 78 件と多い。「その他」は 66 件で三番目に多く、その内容は、「実親が家庭引取りが難しいと判断したとき」、「当所から養子縁組制度の説明を行い、同意をとった」、「里親委託前からの働きかけを行い、委託後母親から」、「施設入所後に児相が家庭訪

間をしたとき、「出産直後」、「行方不明だった実親と連絡を取れたとき」、「収監中の実父に面接に行き、口頭で同意を得、その後書面でも同意を得た」、「実母は未成年のため、初回相談時から祖父母の強い意向」などがあつた。

「実親が子どもを預けに来たとき」の同意者は、「母親」が45件、「父親」が4件、「双方」が3件だった（問7-1）。「一時保護から施設入所か里親委託の前」は、「母親」が13件、「父親」が1件（問7.2）。「子どもを施設入所か里親委託した頃」は、「母親」が70件、「父親」が2件（問7-3）。「里親から養子縁組の希望があつた時」は、「母親」が29件、「父親」が4件（問7-4）。「入所施設から打診があつた時」はわずか4件であり、「母親」が3件、「双方」が1件（問7-5）だった。「実親から養子縁組の相談を受けた時」は、「母親」が74件、「父親」が2件だった（問7-6）。どの項目においても養子縁組の同意者は母親が75%を超える。

「実親からの同意は得ていない」も30件あり、その理由は「棄児のため」が10件、「実親が行方不明のため」が9件、「未成年後見人から同意を得ているため」が1件だった（問7-8-SQ）。「その他」も12件あり、「親権代行者（祖父）からの同意を得たため（母、未成年）」、「認知をしていなかったため」、「実親が不明のため」、「実母、知的障害があるため」などであつた。すなわち、同意を得られない状況にあるものであつた。

**問8・問9** 家裁申立前の再度の養子縁組に関する意思確認・再度意思確認を行った理由

**表II-2-13. 家裁申立前の再度の養子縁組に関する意思確認**

	件数	なかつた 来たため同意とし行わ なかつた	実親から一度確認が出 たため同意とし行わ なかつた	最初の確認からおおよ そ3カ月以内に行つた	最初の確認からおおよ そ6カ月以内に行つた	最初の確認からおおよ 6カ月 以上経過した為行つた	最初の確認から6カ月 以上経過した為行つた	家庭裁判所への養子縁 組申し立て時に行つた	その他	無回答
合計	269	64	33	15	35	117	45	8		
%		23.8	12.3	5.6	13	43.5	16.7	3		

**表II-2-14. 再度意思確認を行った理由**

問8. 家裁申立前の再度の養子縁組に関する意思確認…再度意思確認を行った

	件数	養子縁組を行う場合すべて のケースに複数回の確認を 行う為	ある為	養子縁組を行う際一度では 冷静に判断出来たか不明で したため	養子縁組の内容に変更が生 じたため	その他	無回答
合計	167	88	83	2	41	2	
%		52.7	49.7	1.2	24.6	1.2	

最も多かつたのは「家庭裁判所への養子縁組申し立て時に行つた」であり、117件だった。次いで、「実親から一度確認ができたため同意とし行わなかつた」が64件だった。「その他」としては、「里親とのマッチング前、里親委託前等複数回」、「意思確認のため、実親に対し手紙を送付したが返答がなかつた」、「里親委託が決まつたとき」、「母の成年後見人と親族に何度か意思確認を行つた」、「行方不明のため同意をとれない」などがあつた。（問8）



再度意思確認を行った理由では、「養子縁組を行う場合すべてのケースに複数回の確認を行うため」が 88 件、「養子縁組を行う際一度では冷静に判断できたか不明であるため」が 83 件と多かった。「その他」は、「不同意によるトラブルを避けるため」、「家裁からの調査、協力への依頼も含めて」、最初の確認から時間が経過しているため、「母が出産時に未成年であったため」、「意思の変更がないかどうか確認するため」、「子どもの権利擁護の立場から親に確認するのは必要不可欠と考えるため」などであった（問9）。

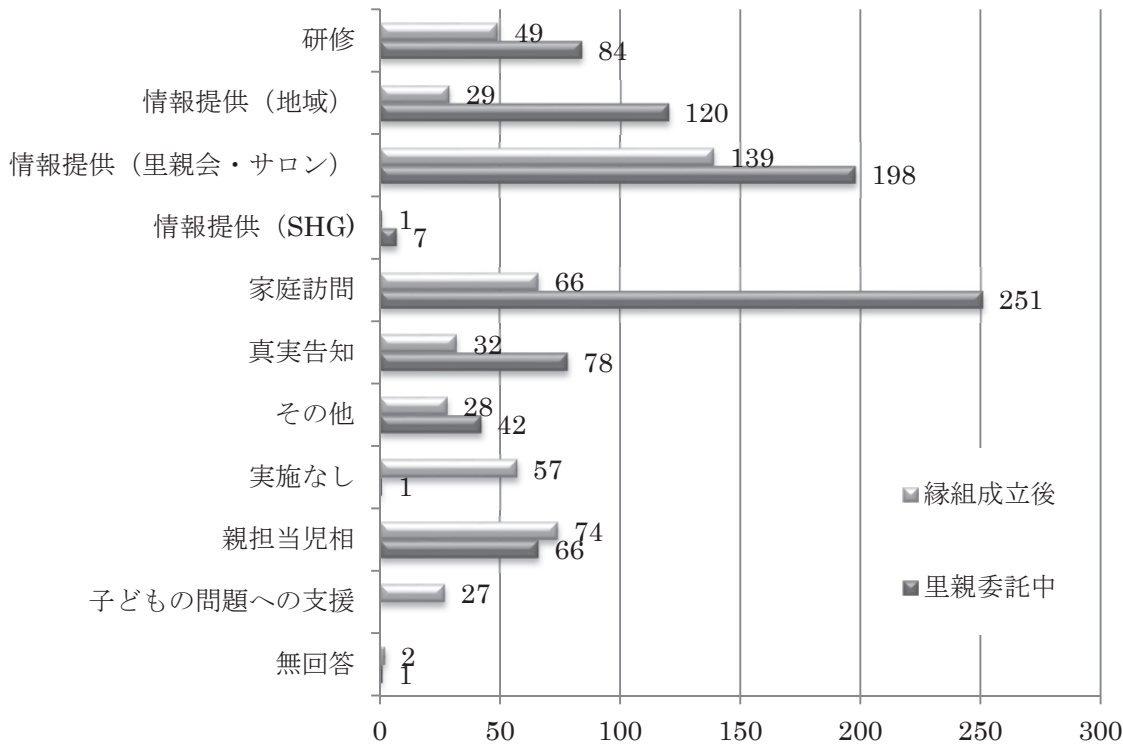
問 10・11 希望者に対し児相が里親委託中に実施した支援項目・児相が養子縁組成立後に支援を実施した内容

表Ⅱ-2-15. 希望者に対し児相が里親委託中に実施した支援項目

	件数	養親への研修の実施	地域の子育て支援に関する情報の提供	里親会・里親サロンに関する情報の提供	セルフヘルプグループに関する情報の提供	家庭への訪問	養親が真実告知する際の留意点に関する支援	その他	支援は実施していない	支援は里親担当の児童相談所が実施する	無回答
合計	269	84	120	198	7	251	78	42	1	66	1
%		31.2	44.6	73.6	2.6	93.3	29	15.6	0.4	24.5	0.4

表Ⅱ-2-16. 児相が養子縁組成立後に支援を実施した内容

	件数	養親への研修の実施	地域の子育て支援に関する情報の提供	里親会・里親サロンに関する情報の提供	セルフヘルプグループに関する情報の提供	家庭への訪問	養親が真実告知する際の留意点に関する支援	その他	支援は実施していない	支援は里親担当の児童相談所が実施する	子どもの問題に対する支援	無回答
合計	269	49	29	139	1	66	32	28	57	74	27	2
%		18.2	10.8	51.7	0.4	24.5	11.9	10.4	21.2	27.5	10	0.7



図Ⅱ-2-3 支援（希望者・縁組成立後）

里親委託中では、「家庭への訪問」が251件で最も多く、次いで「里親会・里親サロンに関する情報の提供」が198件、「地域の子育てに関する情報の提供」が120件だった。また「養親への研修の実施」が84件、「養親が真実告知する際の留意点に関する支援」が78件だった。

里親委託中の「養親への研修の実施」は、「年1、2回」、「年4回」、また「毎月」のところもあり、児童相談所によってさまざまだった。「家庭訪問」は、「年数回」、「2か月に1回」、「不定期」、「随時」などであった。「その他」としては、「里親支援機関による訪問」、「里親サロンで情報交換」、「電話相談、来所相談」、「申し立て申請に関する支援」、「応援ミーティング」、「子どもの面接」、「発達検査」などであった（問10）。

養子縁組成立後では、「里親会・里親サロンに関する情報の提供」が139件、「支援は里親担当の児童相談所が実施する」が74件、「家庭への訪問」が66件、「養親への研修の実施」は49件だった。

養子縁組成立後の支援としては、「養親への研修の実施」は、「適宜」、「養育里親研修」、などであり、「家庭への訪問」は、「年1回」、「4か月に1回」、「成立後1回」「月1回」「措置解除後（1回）」などさまざまであった。「その他」の支援としては、「面接指導」、「保険証の手続きに関する支援」、「他児相への情報提供」、「相談があれば対応」、「電話連絡、参考資料送付」などだった。「子どもの問題に対する支援」は、「発達面の相談」、「制度手続きに関する支援」などはあった（問11）。

問10と問11は回答項目がほぼ同様だったため、グラフにより比較を行った。里親委託中と養子縁組成立後と比較すると（図2-10.2-11）、養子縁組成立後も「里親会・里親サロンに関する情報の提供」は139件あるものの、里親委託中よりは減少する。また里親委託中には251件ある「家庭への訪問」が養子縁組成立後は66件になる。「実施なし」は、里親委託中には1件だが、養子縁組成立後には57件ある。

# 児童相談所における養子縁組に関する実態調査

～ 児童相談所及び民間事業者の役割はどうあるべきか～

全体票

児童相談所名	(001) ○○○○児童相談所
--------	-----------------

## ◎ご回答者について

①職名	
-----	--

②児童相談所での通算勤務年数 

--	--	--	--	--

 年

## 里親登録と研修について

問1. 里親・養子縁組担当の職員体制についてお聞きします。〔各数値回答〕

①常勤専任担当			②非常勤専任担当				③常勤兼務担当			
全域担当	広域担当	各所別担当	全域担当	広域担当	各所別担当	勤務日数	全域担当	広域担当	各所別担当	
人	人	人	人	人	人	週	日	人	人	人

④非常勤兼務担当			
全域担当	広域担当	各所別担当	勤務日数
人	人	人	週
			日

全域担当・・・自治体内の全地域の里親を担当  
 広域担当・・・全域ではないが複数児相の里親を担当  
 各所別担当・・・所単位で管内担当

以下の問2～問9は「中央児童相談所」の方のみにお伺いします

問2. 平成25年度末における登録里親総数〔数値回答〕

--	--	--	--	--

 名 ※全ての里親の種類を含む

問3. 「養子縁組を希望するもの」の里親登録について〔1つだけ〇〕

1. 希望者はすべて養子縁組希望里親と養育里親の両方に登録する
2. 希望者により養子縁組希望里親のみ登録の場合と養育里親にも登録する場合がある
3. 養子縁組希望里親には登録せず養育里親に登録する
4. 希望者はすべて養子縁組希望里親のみに登録する

問3で「1.」「2.」「4.」と回答された方にお聞きします

問4. 養子縁組希望里親登録数について〔数値回答〕

--	--	--	--	--

 名

問3で「3. 養子縁組希望里親には登録せず養育里親に登録する」と回答された方にお聞きします

問5. 養子縁組希望者数について〔数値回答〕

--	--	--	--	--

 名

問6. 平成25年度に、養子縁組希望里親のための研修をどのように行いましたか。  
(委託して実施している場合も含まず)〔いくつでも〇〕

1. 特に行っていない
2. 養育里親と合同で行っている → 

実施頻度	1. 年1回	2. 年2回	3. 年3回以上
------	--------	--------	----------
3. 養育里親とは分けて別々に行っている → 

実施頻度	1. 年1回	2. 年2回	3. 年3回以上
------	--------	--------	----------

問7. 児童福祉審議会における審査に提出される書類に記入する調査項目について〔いくつでも〇〕

1. 養親希望者の年齢
2. 動機
3. 希望する子ども
4. 結婚に関する事項（婚姻年数、再婚の際の離婚理由、実子の有無、離婚後の交流状況等）
5. 経済状況
6. 住宅状況
7. 子どもの養育環境（幼稚園・保育所・学校までの距離や通学時間、公園・児童館の有無）
8. 生活環境（買い物する場所、かかりつけの病院までの距離）
9. 養育協力者（同居または同居に近い形での養育協力者の有無）
10. 近隣について（近所付き合いが良好か、自治会の参加状況、委託された際の説明の意志等）
11. 生活歴
12. 健康状態
13. 職業・就労形態
14. 家族内の人間関係や養子縁組に対する意向
15. 親族関係や養子縁組に関する親族の意向
16. 子どもの養育（養育方針、理想の子ども像、実子との関係、子どもを迎える精神的準備等）
17. 社会的養護問題・里親制度に関する理解
18. ペットに関する事項
19. 資格
20. 宗教
21. 認定前研修における施設の評価
22. 犯罪歴・里親欠格事項
23. 子どもの出自を知る権利への理解
24. その他

問8. 里親認定のための審議会は年何回開催されていますか。〔数値回答〕

年   回

問9. 養子縁組手続きに関する職員向けの手引き書やガイドラインを作成されていますか。〔1つだけ〇〕

1. 作成していない    2. 作成している    →

それと関係書類一式を回答用紙と一緒に送っていただけますと幸いです。同封の角2封筒でお送りくださるようお願いいたします。

## 登録希望者への調査と審議会について

問10. 養子縁組希望者の里親登録のための調査項目について〔いくつでも〇〕

1. 養親希望者の年齢
2. 動機
3. 希望する子ども
4. 結婚に関する事項（婚姻年数、再婚の際の離婚理由、実子の有無、離婚後の交流状況等）
5. 経済状況
6. 住宅状況
7. 子どもの養育環境（幼稚園・保育所・学校までの距離や通学時間、公園・児童館の有無）
8. 生活環境（買い物する場所、かかりつけの病院までの距離）
9. 養育協力者（同居または同居に近い形での養育協力者の有無）
10. 近隣について（近所付き合いが良好か、自治会の参加状況、委託された際の説明の意志等）
11. 生活歴
12. 健康状態
13. 職業・就労形態
14. 家族内の人間関係や養子縁組に対する意向
15. 親族関係や養子縁組に関する親族の意向
16. 子どもの養育（養育方針、理想の子ども像、実子との関係、子どもを迎える精神的準備等）
17. 社会的養護問題・里親制度に関する理解
18. ペットに関する事項
19. 資格
20. 宗教
21. 認定前研修における施設の評価
22. 犯罪歴・里親欠格事項
23. 子どもの出自を知る権利への理解
24. その他 具体的に

問11. 問10の中で、貴児童相談所で特に重視している項目の番号を3つあげてください。

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------

※問10の1～24の番号の中から3つまでご記入ください